

第九條 入學々力試業ニ合格シタル者ハ體格検査ヲ受ケシム

第十條 入學々力試業並ニ體格検査ニ合格シタル者募集定員ニ超ユルトキハ先ツ本校設置區域内ノ生徒ヨリ採リテ次ニ他區域ノ生徒ニ及ホス者トス

第十一條 本校豫備ノ學校ヨリ之ニ關スル定規ニ從ヒ届出テタル生徒ハ第六條不合格ノ項ニ當ルモ左ノ方法ニ依リ調査シテ不合格ノ學科ノ再試業ヲ施シ其結果點數ヲ第六條ニ適用ス

第一 豫備ノ學科ヲ教授スル學校ヨリ届出テタル生徒ノ中各科目ニ付キ合格點ヲ得タル生徒ノ數ヲ該學校該學科ノ合格人員ト云フ

第二 豫備學校ヨリ内號雛形ニ依リ差出シタル届書中各科目ニ付キ別々ニ點數ノ順序ニ從ヒ數ヘタル生徒ノ順番數ヲ其科目ニ於ケル其生徒ノ豫備學校ノ順番數ト云フ尤モ同點ヲ有スル生徒二名以上アルトキハ其各生徒ノ順番數ハ之ト同點ヲ有スル他生徒ヲ皆之ヨリ大ナル點數ヲ有スルモノト見做シテ數ヘタルモノトス

第三 再試業ヲ施スヘキ生徒ハ不合格ノ科目ニ付キ其生徒ノ豫備學校ノ順番數皆該學校該科目ノ合格人員ヨリ小ナルカ又ハ等シキ者ニ限ル

第四 該生徒豫備ノ學校修業中ノ履歷ニ依リ再試業ヲ施サ、ルコトアルヘシ

(明治二十一年七月三日官報)

第二節 紀元節奉祝式・入學式等に現れたる校風の樹立

紀元節奉祝

明治二十一年二月十一日は、八十餘名の本校生徒として、始めて迎へた紀元節であつた。入學以來僅に三月に過ぎなかつたとは云へ、洵に感激と意氣そのものの現れであつたことが、次の引用文に能く見えてゐる。即ち野

文部省宛の報告

村校長は文部省宛、

本年紀元節遙拜祝賀ノ實況別紙之通ニ有之候間乍延引供一覽候也

但未ダ深ク當校ノ薰陶ヲ經ザル生徒ニテ遙拜格禮姿勢其他祝文等ノ際種々ノ風致ヲ呈シ將來ノ爲メ大ヒニ參考ニモ相成リ學校ノ便益ヲ當日ニ得ル多々有之候

と冒頭して、實況を詳細に報告してゐる。即ち當日の遙拜式は、豫め器械體操場の東部籬處に神壇を設け、其下に几卓を列べて冷酒干肴を置き、午前九時、生徒一同は遙拜場に、校長教員役員は籬處に夫々整列、次に來賓一同整列、祭司神饌を供し祝詞を朗讀し、次に校長教員役員生徒の順を以て拜賀を了へたる後、賓主一同、宴場に整列して冷酒一順了るや、校長進み出でて生徒に對し、神祖の功德遺澤を銘記して、忠君愛國の念を失はざらむことを期すべき旨を述べ、

野村校長の訓話

特ニ此第五高等中學校ノ諸氏ハ、他日校ヲ出ルノ後ハ、社會ノ表面ニ立チ中等以上ノ人物タル可レバ、忠君ノ念慮ハ、猶一層深ク且ツ大ナラザルヲ得ズ。諸君、屹度之ヲ體シ、充分勉強セザル可ラズ。然レドモ之ヲ體スルニ一ツノ深ク戒ム可キモノアリ。何ゾヤ、則チ諸子ノ腸中ヨリ卑屈病ヲ脱却スル事ナリ。苟モ此病ニシテ人心ニ浸染スルニ至ラバ、之ヲ大ニシテハ君ニ盡スノ忠心モ爲ニ壓倒セラレ、國ニ報ズルノ義務モ爲メニ挫折セラレ、之ヲ小ニシテハ活潑ナル勉強モ出來ズ、從テ進歩モ亦遅カルベシ。則チ后来ノ立身ハ勿論、本校ノ卒業

モ亦覺束ナキニ至ラン。然ラバ則チ徒ラニ遙拜ノ式ヲ行フモ、所謂名有テ實舉ラザルモノニシテ、其レ將タ何ノ益カ之レ有ラン。諸子其レ之ヲ猛省セヨ。云々

と祝賀奉祝式舉行の深義を率直明快に闡明する所があつた。而して卑屈病脱却云々の語に至りては、野村校長の面目躍如たるものがあるのである。次に、豫科三級生木崎虎太(武藤元校長)、假入學A組總代杉原平吾、同B組總代山下貞吾等の順を以て、左の如き祝文を朗讀した。今其の概略を記せば、豫科三級生の分は、

豫科三級生の祝文

(前略) 夫レ第二十六世紀ノ今日ニ在リテハ文明ヲ萬國ト競争セント欲スルハ固ヨリ舊轍ヲ守ル可ラザルナリ風俗固ヨリ改進セザル可ラズ然レドモ吾人ハ之ヲシテ日本ノ風俗タラシメント欲スルナリ法律固ヨリ講ゼザル可ラズ然レドモ吾人ハ之ヲシテ日本ノ政治タラシメント欲スルナリ宗教ナリ文學ナリ科擧ハ固ヨリ之ヲ究メザル可ラザルナリ然レドモ吾人ハ之ヲシテ日本ノ宗教文學科擧タラシメント欲スルナリ則チ凡ソ一國固有ノ財産ヲバ我邦固有ノ元氣即チ所謂日本魂ノ裏ニ溶融シ鑄冶シ活動セシメ以テ之ヲ維持シ之ヲ擴張スルニ在ルノミ他語ヲ以テ之ヲ言ヘバ忠君愛國ノ赤心ト自任ノ氣象トヲ以テ骨體ヲ填メ事業ヲ裁制計畫スルノ學術ヲ以テ腦底ヲ埋メ以テ國情ヲ維持シ國權ヲ擴張スルノ繼續者ヲ出スニ在ルノミ(中略)生等謹テ思フニ五畿八道幾千ノ繼續者製造所アルガ中ニ其重ダチタルモノハ高等中學ナリ東西南北幾百萬ノ繼續者アルガ中ニ其重ダチタルモノハ高等中學生徒ナリ然ラバ則チ高等中學生徒タルモノハ其義務ノ最モ重キ部分ヲ務メザル可ラザルノ責任ヲ負ヘリ(中略)爰ニ聊カ先祖ノ功德ヲ頌シ以テ祝意ヲ表シ併セテ將來ノ注意ヲ戒ムル事如此ト云爾

明治二十一年

豫科第三級生徒

大里猪熊
河口禎太拜
木崎虎太

假入學A組の祝文

假入學A組のものは、

(前略) 私ハ本日紀元節ニ付キマシテ大ニ感ジタル事ガゴザリマス何カト申シマスルニ凡ソ此ノ建設ノ時代ニ當リマシテ物事ヲ建設スル者ハ大ニ注意セネバナラス事ヲ感ジマシタ(中略)是レハ常ニ學校ノ外部ニ顯ハレズ内部ニ在リマシテ學校ノ精神トモ云フベキモノデゴザリマシテ何事モ無イト云ヘバ何事モ無キモノノ様ニゴザルケレドモ冥々ノ中ニ非常ノ勢力ヲ有シテ學校ノ課程ヨリモ教師ノ薰育ヨリモ尙生徒ノ道德品行性質品格等ニ感化ヲ與フルモノデゴザリマス是レハ何カト申シマスルニ曰ク學校ノ氣風デゴザリマス(中略)今若シ高等中學ニ一ノ氣風ヲ植付ケマシテ二三年モ過ギ其時ニ當テ之レハ惡イカラ改良セネバナラストソ一動シテモ直ニ改良ノ出來マセウカ(中略)然ラバ吾々ハ如何ナル氣風ヲ養成セネバナリマスマイカ輕藻浮薄ノ風ハ我輩ノ好マザル所デアリマス(中略)今ツクツク考フルニ本校ハ諸事建設ノ場合デアリマスカラシテ未ダ本校ニハ一種ノ氣風ヲ成シマセルカハ知りマセンケレドモ高等中學校ノ氣風ト云フテモ未ダ吾々ニハ觀念ヲ寫シ出シマセヌ(中略)ソレデ今ガ本校ノ氣風ヲ建設スル一刻千金ノ機會デゴザリマス此ノ氣風ヲ作り出ス要素ハ吾々デゴザリマス故ニ吾々ガ作り様一ツデハ本校ニ入學スルモノヲ美トナス可ク惡トナス可ク其ノ責ハ吾々ノ立テ様次第デゴザリマス實ニ吾々ノ責任ハ山ノ如ク高ク海ノ如ク深クアリマス(下略)

式後の祝
杯と來賓

かくて又獻酬交錯、滿引大爵、續いて生徒一同の武徳の頌・仁徳の頌・皇基の頌・國體の頌等の齊唱があり、熊本鎮臺より來れる三人の器械體操の妙技供覽を以て生徒一同退散、來賓には第一教場に於て、第二の宴會が催されてゐる。参考の爲に當日の來賓を擧ぐれば、鎮臺側よりは、砲兵中佐黒瀬義明、砲兵少佐高木榮之、砲兵大尉福永宗之介、砲兵中尉甲斐宗義、外下士官四名。尋常師範學校よりは、校長河野通唯、教頭鈴木勳太郎、教諭宇都忠雄、教諭澤幸次郎、幹事坂口元雄。尋常中學校よりは、校長心得猪狩勝直、助教諭成富信敬、助教諭福島綱雄、囑託教員藤本末松、書記小原恆行。醫學校並病院よりは、校長熊谷省三、院長大谷周庵、教諭魚住定治、教諭志村釗七郎、教諭長田重雄、教諭藏田孝貞、教諭廣瀬桂次郎。濟々齋よりは、齋長佐々友房、幹事内藤儀十郎、幹事淺山知定、教頭心得武藤嚴男、教員山縣良藏、教員岡村正夫、寮監岡本源次、寮監池邊源太郎、生長安達謙藏、生長菊地景春、生長養田喜太郎の諸氏で、流石に官立最高學府たるの面目歴然たるものがあるのである。

已上記すが如く、神祖の遺徳を頌し、朝家の興學に感ずるにつけても、創業建設に直面して、高等中學校生徒たるの重責を顧みては、遠大なる抱負を吐露し、校風の樹立に邁進せんとするの覺悟こそは、青年日本の將來を卜して餘りあるものではなからうか。而してこの感激この覺悟があつたればこそ、世は移り時は變つても、流俗に泥むことなく今日の隆運を將來したものであると確信する。而も當時の青年達が要望したところの泰西の新文化は、五十年の星霜を閱したる今日に於て、愈々益々日本化されて、日に月に 皇國の精華を發揚しつゝあるではないか。

第二回入
學式概況

次に、二十一年十月十日の入學式の模様は、次の通りである。

第五高等中學校ニ於テハ去ル十日本年五月以來入校生徒ノ入學式ヲ執行セリ當時臨席セシ者ハ文部省専門學務局長杉浦重剛及當時中學教育ニ關シ氣脈ヲ通シ彼我ノ便益ヲ計ランカタメ該校ヘ參會スル所ノ九州各縣學務課長公私立尋常中學校長教員縣會定置委員等ニシテ本校長教頭教諭ハ各告辭ヲナシ杉浦重剛ハ生徒勉學上ノ心得ヲ演述セリ此日式ヲ受ケタル生徒ハ豫科第三級生三名補充第一級生二十一名同第二級生百十八名ナリ(明治二十一年十月十九日官報)

而してその際に於ける野村校長の「入學諸子ニ示ス」の一文を掲げて見たい。

入學諸子ニ示ス

諸子ガ平素履行動作スル上ニ就テ父母ノ喜ビ賜フ所ハ如何ナル事ゾヤ諸子試ニ内心ニ考ヘ見ラルベシ諸子モ年既ニ十五六年ヲ經過セラレタレバ從來經歷上ニ於テ父母ノ喜ビ玉フ所ハ如何ナル事ト云フ事ハ自然ニ考知セラ
ルベシ彦四郎ハ別ニ之ヲ述ブルヲ要セザレドモ唯希フ所ハ將來愈益父母ヲシテ喜バシムル様精勤アラン事ヲ次
ニ人ノ子トシテハ父母ヲシテ喜バシムルト事理同一ニシテ人タルモノノ最モ注意スベキ事アリ是レ他ナシ國ノ
臣民タルモノハ其國主ノ最モ喜ブ所ノモノヲ爲サザル可カラズ其國主ヲシテ決シテ憂ヘシメザルノ誠ヲ盡サザ
ル可カラズ果シテ此心ヲ深ク體シテ忘レザレバ誠忠自ラ生ジ忠君愛國ノ効績ヲ萬世ニ傳フ可シ若シ此心ヲ深ク
體セザルトキハ口ニハ忠君愛國ヲ唱フルモ互ニ名譽ヲ内國ニ争ヒ己レノ意見一二行ハレザルヲ怨ミトシ進退常
ナク國主ノ配慮ヲ導ク如キノ徒トナルハ彦四郎古今ノ歴史上ニ於テ熟見スル所ナリ諸子ニシテ此弊ニ陥ラザラ

ン事ヲ望マバ公平正大ノ志ヲ養ヒ且ツ利欲心ヲ脱却シ且ツ利欲心ニ染メラレザルヲ勉ムベシ

明治廿一年十月十日

第五高等中學校長 野村彦四郎

佐々友房
氏演述印
行の経緯

言簡にして要を得たるものと謂ふべきであらう。然るに當日は、濟々齋長佐々友房氏の演舌もある筈になつてゐたが、時間の都合上、之を割愛せざるを得なかつたので、野村校長は十月廿三日付を以て、

別紙濟々齋長佐々氏演舌書取過ル十日入學式ヲ受ケシ生徒百四十名其他全部ヲ見込ミ都合百八十部印刷相成可然候相伺候也

と本省に伺書を出して、其の許可を得てゐるので、特に掲げることにした。

明治二十一年十月十日

佐々友房氏演述

佐々齋長
演述内容

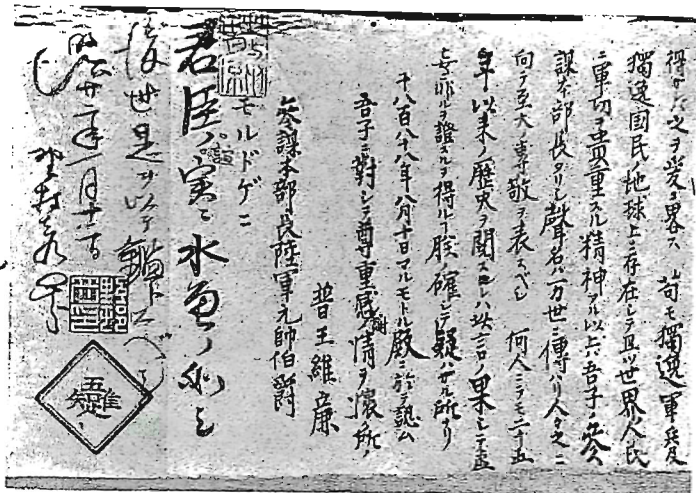
本日ハ入校式ノ盛典ヲ舉行セラレ爰ニ滿堂諸君ノ末席ヲ汚カスヲ得タルハ予ノ甚ダ榮トスル所ナリ予ハ當時濟々齋ニ從事スル者ニシテ同校ト當校トハ密接ノ關係ヲ有セリ且ツ予ト野村校長トハ別段懇親ノ間柄ナレバ公私共ニ勞以テ今後兩校ノ交誼ノ益々親密ナラン事ハ予ノ甚ダ希望スル所ナレバ今單簡ニ一言以テ微意ノ存スル所ヲ吐露シテ諸君ノ清聽ヲ煩ハスハ予ガ負擔スル自然ノ義務タル事ヲ信ズルナリ

予ノ聞ク所ヲ以テスレバ諸君ガ入學受験ノ成績ハ平素諸君ノ勤勉ト才能トヲ明證スル者ニシテ當校ノ試業者定テ大ナル満足ヲ爲セシナランサレドモ所謂諸君ノ勤勉ト才能トノ眞誠ノ價値ヲ判斷スルコトハ今日ヨリ五六年

ノ間ニシテ此間ノ歲月ハ諸君ガ銳意奮勵撓ハマズ屈セズ螢雪ノ刻苦ヲ嘗メ以テ一大良果ヲ結ブベキ大切ノ時期ナル事ヲ記憶セラルベシ

抑々我邦維新以來中央集權ノ政體ヲ組織シタレバ都鄙ノ間ニ甚シキ不釣合ノ差別ヲ生ジ獨リ政治上ノ事ニ止マラズ學問上ノ事ニ至ルマデ大ニ其影響ヲ及ボシ天下ノ學生爭テ東京ニ遊學スルノ有様トナレリ此時勢上已ムヲ得ザルモノアリト雖モ爲ニ前途有望ノ青年子弟ヲシテ彼ノ柔惰浮薄ナル都會風ニ化セシメ或ハ身體ヲ柔弱ナラシメ一生業務ヲ執ル能ハザラシメ或ハ道德品行ヲ修メズ爲メニ一身ヲ誤マリ一家ヲ亡ボスモノアリ其弊一ニシテ足ラザルナリ當文部大臣深ク此ニ憂慮セラル、所アリ往年其局ニ當ラレシ以來教育上萬端ノ弊害ヲ矯正シ教育世界ニ新天地ヲ開クノ觀アルニ至レリ即チ各地ニ高等中學ヲ設立セラレシ如キハ蓋シ大臣ノ深キ考アルコトニテ向後同校ノ發達ト共ニ數年ヲ出デズシテ學問上ニ都鄙ノ別ナキニ至ルハ甚明白ニシテ遂ニハ全國ニ五大學ノ設ケアルヲ見ルヤ亦遠キニアラザルベシ斯ノ如ク道理上ト云ヒ時勢上ト云ヒ明ラカナルニ動モスレバ九州人ニシテ猶且東京ヲノミ羨望スル者アルハ予ノ常ニ恠訝スル所ナリ諸君ニ於テハ右等ノ事ニ頓着セズ當校ノ熱心誠實ナル教訓ヲ體シテ大ニ勉勵アラシムコトヲ切望ニ堪ヘザルナリ

終ニ臨テ猶一言諸君ニ望ム事アリ諸君ハ九州人士ニアラズヤ九州人士ガ精神氣力ニ富ムハ殆ト特有ノ性質トモ云フベキモノニシテ天下輿論ノ公認スルコロナルガ長アレバ茲ニ短アリ一得アレバ一失アルモノニテ九州人士ハ大概放疎豪逸ノ氣ニ富テ精細緻密ノ思想ニ乏シク今日ノ時勢ニ際シテハ甚ダ不適當ヲ覺ユルナリ今之ヲ救フノ術ハ他ナシ孰レモ云フ如ク理化學ノ思想ヲ養成スルニ若カザルナリ而シテ九州人士ノ特有タル精神氣力ノ



某生徒の譯文に書したる野村校長の跋

本色ヲ失墜セザラン事ヲ勉メザル可カラザルナリ野村校長ガ赴任サル、前予ガ東京ニ面セシ時野村君曰ク予ハ東京ニテハ體育家ノ聞アレドモ九州ニ赴カバ成ルベク理學思想ヲ養成スル筈ナリト誠ニ至當ノ議論ト云フベキナリ諸君九州人士ハ堅忍剛毅ノ氣象ヲ特有スルモノナリ此氣象ヤ各種ノ事業ヲ達成スルノ原力トナルモノニシテ彼ノ精細緻密ノ思想トハ決シテ相衝突スルモノニアラズ否相須テ完全ノ働キヲ爲スモノナレバ諸君ハ願ハク此氣象ト彼ノ思想トヲ混和調合シテ鞏固確平タル萬事ノ一大基礎ヲ築カン事ヲ斯ノ如シテ上進發達セバ他日全國人士ヲシテ我九州人士ノ後ニ瞻若タラシムルニ至ルハ予ノ決シテ疑ハザル所ナリ

明治二十一年十月十日

私立濟々養長 佐々友房

信に知言と謂ふべきである。曾ては體育練習所長として東都に令名を馳せた野村校長と、本縣教育界の重鎮たる佐々養長とは、肝膽相照らす所があつたに相違ない。而して佐々養長の演述にもあるやうに、將來は熊本の地を以て帝國大學設置

の處たるべき充分の見込があつたことが想像されることは、一高等中學校としては、餘りに廣き地域を定めたことでも解るであらう。

之に就いて想ひ起すのは、同年同月一日及び三日の兩日に於て該校に於て催された、第一高等學校長古莊嘉門、同教授兼教頭東京帝國大學法科大學教授法學博士木下廣次兩氏の演説である。即ち古莊校長は、當高等中學校の生徒たる者は、唯單に學業に精勵して相當の成績を揚げ、進みて大學に入り、學士たるの榮譽を博して、僅に一身一家を安逸にすることを以て満足すべきに非ず、他日我が上流社會の後繼者たるの重大なる責任を有するに就いては、自敬自重、非常の勇氣と耐忍力と活潑有爲の氣象とを涵養しなければならぬ。若し之に反して鄙猥陋劣の事あるか、若くは廉耻を顧みざるが如きことあれば、一步も假借する所なく、直に嚴重に所置すべき由を警告し、「以上余が演述せし所のものは總て一場の談話に歩らず、將來に向て必ず着々實行する事あるに依り其心得あるべし。」と結んでゐる。

古莊第一高等中學校長演説

木下同校教頭の演説

而して木下教頭の演説は、情理兼備はれる堂々四千數百言より成り、先づ「偕て今日は、諸君に對し腹藏なく余の意表を吐露し、向來本校の向ふ所の方針と執る所の方法とを陳述し、諸君が豫め其事を承知されんことを欲するため、又は諸君が仔細を熟考して自ら去留を決せんことを欲するがために集合を促したるなり。」(句讀濁點等は筆者之を附す、以下同じ)と冒頭して、當校生徒の本務を説きたる後、「今の有様を觀察するに、諸君は如何なる氣風を有して社會の尊敬を得しや。志意高尚なるや、品行端正なるや、剛毅活潑の氣象あるや、自重自敬自守の精神あるや。余も人も、未だ一として諸君が此等の點を以て世に貴重せらるゝを觀ず。世人が諸君を他と區

別するは、唯諸君が容易に大學に入ることを得ると云ふ一點に止まる。(中略)右等の缺點は、單り諸君の上のみにあらず、近來の社會一般、據るべきの規律を失ひ、終に卑猥無作法をも觀て怪まず、或は付するに書生風なる名稱を以てせり。現に諸君が教員に對せらるゝ様を見るに、大抵教を受くるがために敬禮さるゝにあらず、多は落第を恐れて禮すると云ふ様な卑劣心より起ると思ふ。と辛辣骨を刺すの批判を下し、更に森文部大臣の深憂と德育養成の工風の苦心を告げ、「我日本は、諸人自重自敬の精神に乏しく、卑猥無作法の風習、諸君の身邊を圍遶せる世の中なれば、此間に在て諸君が心を正しく身を修むることは、誠に困難の事業にして、諸君の苦心も推察さるゝなり。就ては茲に諸君の決心肝要なり。夫は他にあらず、校前一步皆敵、高等中學は籠城なり、との覺悟偏に冀望するなり。(中略)又籠城を欲せざる人、又堪へざる人は、余輩共に守ることを願はず、早く脱去あらんことを切望す、唯殘餘の人のみにて守らんことを願ふなり。」との確乎たる信念を吐露し、その具體的方法の一として、從來字義の注解に止まれる倫理學には甚だ嫌らず、日常行爲の模範標準たらしむる爲に、之を倫理の教とし、究屈と秩序との社會生活に於ける意義を、本邦の歴史と歐米の現状とに徴して闡明し、全寮制度、實施に關する決意を吐露し、「社會は繋がざる船の如し。此船を引留むるは、諸君を捨て豈に他人あらんや。向來日本の政治なり學術なり、之を領得して、我國を進歩せしむる者は、青年の諸君なり。」(原文片假名)と激勵してゐる。而して古莊校長は、翌二十二年五月八日、依願免本官、木下教頭は、同月九日、教頭を免ぜられ、校長兼任となつた。後の京都帝國大學總長である。

第三節 醫學部の附設

中學校令
第一條と
醫學部設
置の急務

前にも記した通り、明治十九年勅令第十五號中學校令第一條に従へば、高等中學なるものは「實業に就かんと欲し、又は高等の學校に入らんと欲する者に須要なる教育を施す所」であるとすれば、後年の高等學校の如く、殆ど凡てが大學に進むべき者に對する基礎教育の機關でなく、卒業の曉には、直に實業に就き得るやうに教育する爲には、現今の實業専門學校に類する所の教育所たらしむることも亦當然のことである。而してそれには固より醫術のみに限らず、例へば後年の第三高等中學校に於けるが如く、法律・經濟・工學等の方面もあるが、歴史的にも、又必要上からも、醫術に關する醫學部を先づ五高等中學校に附設したことは、自然の勢であつたと考へる。乃ち文部省は、明治二十年八月廿七日を以て、仙臺の第二高等中學校には同じく仙臺に、大阪の第三高等中學校には岡山に、金澤の第四高等中學校には同地に、而して熊本の我が第五高等中學校には長崎に、九月、第一高等中學校には千葉に、夫々醫學部を置いたのである。然り而して第二・第四と同じく、之を本校部を置ける熊本に設けても差支なく、殊に本藩の再春館は、我邦近世醫育機關の濫觴とも稱すべきにも拘らず、熊本醫學學校を避けて、長崎醫學學校に定めたことは、前記の如く長崎が、明治の教育史上看過すべからざるものがあつたからであらうと思はれる。即ち、第五高等學校醫學部一覽中の沿革にも、

各高等中
學校醫學
部設置の
地

本校の醫
學部を長
崎に定め
られた理
由

明治十九年四月勅令第拾五號ニ基キ第五高等中學校ヲ熊本ニ設ケ同二十一年四月其醫學部ヲ長崎ニ置カレタリ抑モ長崎ハ古來外國互市ノ要衝タルヲ以テ西洋百般ノ學藝概テ長崎ヲ經テ輸入セサルハナク我醫學部ノ如キモ